

北本市国民健康保険事業特別会計 将来推計（R8年7月試算） ※現行税率による試算

議題(1)報告事項 ウ

資料 3-1



北本市国民健康保険税
保険税率等の現状と課題及び税率改定の方角性について

令和 8 年 7 月 1 6 日

1 現状

- (1) 本県の国保財政運営の責任主体である埼玉県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針（第 3 期）」の中では、保険税水準の「準統一」^{※1}として、令和 9 年度には県内全ての市町村が「市町村標準保険税率」^{※1}どおりに賦課することを定めているほか、令和 1 2 年度には保険税水準の「完全統一」^{※2}として、県内全ての市町村が「都道府県標準保険税率」^{※2}どおりに賦課することを定めている。

賦課に係る項目の取扱いとして、賦課方式の 2 方式（所得割・均等割）への県内統一について、本市は既に 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から 2 方式へ移行済みであるものの、本市の税率等に関しては「市町村標準保険税率」の水準に到達していない状況である。

※1 県が定める算定方式を用いて、市町村毎の保険税の標準的な水準を算定。

※2 全国統一の算定方式を用いて、当該都道府県の保険税の標準的な水準（各都道府県で 1 つ）を算定。

- (2) 本市の国民健康保険財政調整基金の残高については、令和 8 年 7 月 1 日時点において、3 億 7, 2 8 9 万 5, 2 4 5 円となるが、令和 8 年度末の残高は、約 3 億 2, 0 0 0 万円となる見込みである。
- (3) 現行の税率を据え置いた場合、令和 9 年度の国民健康保険特別会計予算の編成時において、税収等の不足見込額を補てんするため、2 億 3, 1 0 0 万円の基金取り崩しが必要な見込みとなり、令和 1 0 年度においては、基金残高見込額の 8, 9 0 0 万円の全額を充当しても、約 2 億 2, 1 0 0 万円の財源不足が見込まれる。

2 課題

- (1) 現状で整理した不足額を解消するため、令和 9 年度の税率等の改定（以下、「税率改定」という。）を行わない限り、令和 1 0 年度以降の国民健康保険特別会計の予算を組むことができない。
- (2) 令和 9 年度には県が算定する「市町村標準保険税率」に統一する必要がある。
- (3) 令和 8 年度時点で「市町村標準保険税率」と本市税率等との間に差がある。

【参考】 令和 8 年度市町村標準保険税率と本市税率等との差

	区分	①市町村 標準保険税率	②本市税率等 (現行)	比較増減 (①-②)
医療分	所得割	7.90 %	7.30 %	0.60 %
	均等割	48,025 円	38,900 円	9,125 円
支援分	所得割	2.78 %	2.80 %	△ 0.02 %
	均等割	16,780 円	13,500 円	3,280 円
介護分	所得割	2.40 %	2.20 %	0.20 %
	均等割	17,001 円	16,100 円	901 円
子子分	所得割	0.29 %	0.26 %	0.03 %
	均等割	1,799 円	1,500 円	299 円
	18歳以上 均等割	120 円	100 円	20 円
計	所得割	13.37 %	12.56 %	0.81 %
	均等割	83,605 円	70,000 円	13,605 円
	18歳以上 均等割	120 円	100 円	20 円

3 税率改定の方角性

- (1) 前回の令和 7 年度税率改定は、令和 9 年度の県内保険税水準の準統一に合わせることを前提に、令和 7 年度改定、令和 9 年度改定と段階的な改定により「市町村標準保険税率」に揃えて行くことで、被保険者の保険税負担が一気に上昇しないよう配慮した税率改定としたものである。

今回の令和 9 年度の税率改定は、この段階的な改定の最終調整として、埼玉県が示す令和 9 年度の「市町村標準保険税率」に揃える改定とし、その値^{※3}に関しては、埼玉県が示す令和 9 年度「市町村標準保険税率」の「秋の試算」の値を用いるものとする。

※3 年明けに示される「本算定」の値を用いた場合、各市町村の改定スケジュールに間に合わないことから、準統一の要件としては、「秋の試算」の値を用いることとされている。

- (2) 県内保険税水準の準統一後となる令和 10 年度以降の本市の保険税率等については、埼玉県が毎年度示す「市町村標準保険税率」の「秋の試算」の値に毎年度揃える税率改定を行うものとする。
- (3) 県内保険税水準の「完全統一」を予定する令和 12 年度以降の本市の保険税率等については、埼玉県が毎年度示す「都道府県標準保険税率」の「秋の試算」の値に毎年度揃える税率改定を行う予定とする。